

報告事項カ

エキスパート教員試行認定について

エキスパート教員試行認定について、別紙のとおり報告します。

平成20年8月19日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

エキスパート教員試行認定について

平成20年8月19日
小 中 学 校 課

1 目的

鳥取県の学力向上の課題に対応した教科指導等の充実を図るとともに、優れた教育実践を行っている教員の高い指導技術を普及するために導入するエキスパート教員認定制度の平成21年度からの実施に向けて、必要な情報の収集及び検証を行うことを目的とする。

<エキスパート教員の役割 [例] >

- ・校内の教科指導等において、他の教員に対して専門的な指導、助言を行う。
- ・日々の授業を積極的に公開する。
- ・地域の学校の研究会等において助言を行う。
- ・指導主事と連携し、各教科等に関する教育課題解決のための教育研究を行う。

2 選考委員会の開催

- (1) 日時 平成20年7月25日(金) 午前10時から正午まで
(2) 会場 県立図書館 小研修室
(3) 参加者 選考委員：12名(1名欠席)
事務局：3名

3 選考結果

15名の候補者の中から、11名を認定。
(候補者の内訳：小学校5名、中学校3名、高等学校4名、特別支援学校3名)

[小学校認定者] 4名

- | | | | |
|------------|----|-------|--------|
| ◆鳥取市立岩倉小学校 | 教諭 | 大石真理 | (学級経営) |
| ◆琴浦町立浦安小学校 | 教諭 | 山根三千代 | (算数) |
| ◆境港市立余子小学校 | 教諭 | 坂井明美 | (国語) |
| ◆伯耆町立岸本小学校 | 教諭 | 神庭賢一 | (理科) |

[中学校認定者] 3名

- | | | | |
|------------|----|------|--------|
| ◆鳥取市立北中学校 | 教諭 | 伊藤浩三 | (音楽) |
| ◆倉吉市立河北中学校 | 教諭 | 小谷敏彦 | (音楽) |
| ◆境港市立第二中学校 | 教諭 | 中村将人 | (保健体育) |

[高等学校認定者] 3名

- | | | | |
|-----------|----|-------|------|
| ◆鳥取東高等学校 | 教諭 | 福島卓也 | (英語) |
| ◆倉吉東高等学校 | 教諭 | 竹歳真一 | (数学) |
| ◆米子白鳳高等学校 | 教諭 | 藤原真二郎 | (国語) |

[特別支援学校認定者] 1名

- | | | | |
|---------|----|------|--------|
| ◆皆生養護学校 | 教諭 | 岩田光冬 | (自立活動) |
|---------|----|------|--------|

4 授与式及び全体説明会

- ・平成20年8月7日(木)に授与式及び全体説明会を実施。

5 今後の予定

- ・8月～9月上旬に、事務局の訪問により、公開授業の実施や研修会への参加等について、関係市町村教育委員会・学校長・エキスパート教員と協議。
- ・全国規模の研究会等への派遣。
- ・公開授業は、無理のない方法で実施。原則として在籍校での授業公開とする。
- ・エキスパート教員連絡協議会を2回実施し(9月・1月)、実施状況や成果等について情報交換及び協議を行う。

エキスパート教員認定制度の試行に係る実施要項

鳥取県教育委員会

1 目 的

本試行は、鳥取県の学力向上の課題に対応した教科指導等の充実を図るとともに、優れた教育実践を行っている教員の高い指導技術を普及するために導入するエキスパート教員認定制度の平成21年度からの実施に向けて、必要な情報の収集及び検証を行うことを目的とする。

2 エキスパート教員の役割

エキスパート教員は、教科指導等の充実を図り、専門的な指導・助言を行う。

3 エキスパート教員認定の対象

- (1) 市町村（学校組合を含む。以下同じ。）立小中学校に勤務している教諭で、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動の授業又は学級経営において、高い評価を得ている者。
- (2) 県立学校に勤務している教諭で、各教科又は自立活動において、高い評価を得ている者。
- (3) 上記の（1）及び（2）のいずれにおいても再任用職員は除く。

4 推薦手続き

- (1) 推薦の方法は次のとおりとする。

- ① 市町村立学校長は、本人に意思確認を行った上で、「エキスパート教員候補者推薦書」（別紙様式1）により、市町村教育委員会教育長に推薦する。

市町村教育委員会教育長は、「エキスパート教員候補者推薦一覧表（市町村教育委員会用）」（別紙様式2）により、各校長から推薦のあった候補者を取りまとめ、教育局長に推薦する。

教育局長は、「エキスパート教員候補者推薦一覧表（教育局用）」（別紙様式3）により、各市町村教育委員会教育長から推薦のあった候補者を取りまとめ、小中学校課長に推薦する。

- ② 県立学校長は、本人に意思確認を行った上で、「エキスパート教員候補者推薦書」（別紙様式1）により、高等学校課長又は特別支援教育室長に推薦する。

- (2) 推薦基準については、教育長が別に定める。

5 認 定

- (1) 県教育委員会は、選考委員会を設置し、当該委員会における審査を経てエキスパート教員を認定する。
- (2) 選考委員会の委員及び開催時期等については、教育長が別に定める。
- (3) 認定の期間は平成21年3月31日までとする。

6 その他

この要項に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年3月13日から施行する。

エキスパート教員候補者の推薦基準について

平成20年3月13日
鳥取県教育委員会

エキスパート教員の推薦にあたっては、次に示す観点及び具体的な評価の視点に基づいて、総合的に判断し、適切な者を推薦するものとする。

1 観 点

- (1) 高い専門性及び指導力を有している。
- (2) 自らの実践や技術を他の教員にも広め、共有しようとする積極性を有している。
- (3) 児童生徒、保護者及び他の教職員から高い信頼を得ている。

2 具体的な評価の視点

(1) 「高い専門性及び指導力を有している」に関する視点

- ① 各教科、自立活動、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動の場合
教職員評価・育成制度における評価・育成表の学習指導に関する項目を構成する3つの小項目（意欲・能力・実績）において、第1次評価点及び第2次評価点ともに2項目以上で「4」以上の評価を得ていること。
- ② 学級経営の場合
教職員評価・育成制度における評価・育成表の生徒指導（学級経営）に関する項目を構成する3つの小項目（意欲・能力・実績）において、第1次評価点及び第2次評価点ともに2項目以上で「4」以上の評価を得ていること。

(2) 「自らの実践や技術を他の教員にも広め、共有しようとする積極性を有している」に関する視点

- ① 他の教員の授業力等の専門性の向上のために、適切なアドバイスを行っている。
- ② 研究授業を積極的に実施するなど、実践を広く公開し、他者からの評価を進んで受けている。
- ③ 教育研究に関して、積極的に自己啓発や研修を行っている。

(3) 「児童生徒、保護者及び他の教職員から高い信頼を得ている」に関する視点

- ① 授業実践等について、児童生徒からも高い評価を受けており、保護者からも厚い信頼を得ている。
- ② 組織の業務に積極的に参画するとともに、授業実践等について他の教職員から高い評価を受けている。
- ③ 教育者としてのみならず、社会人としても優れた見識を有している。

エキスパート教員認定制度の試行に係る選考委員会参加者

1 委員

No.	職名	氏名
1	教育次長	後藤 裕明
2	次長	福本 慎一
3	小中学校課長	白井 靖二
4	特別支援教育課長	松本 剛一
5	参事監兼高等学校課長	山口 和彦
6	岩美町立岩美北小学校長	日下部 衆理
7	鳥取市立南中学校長	小山 敏夫
8	県立鳥取西高等学校長	原田 純一
9	鳥取市教育委員会 学校教育課長	橋本 佳忠
10	三朝町教育委員会 教育長	徳田 洋輔
11	鳥取県高等学校PTA連合会 代表	岡田 信俊
12	鳥取県PTA協議会 副会長	高松 彰 (欠席)
13	鳥取大学地域学部 教授	油野 利博

2 事務局

所属	職名	氏名
小中学校課	義務教育主査	福田 浩則
小中学校課	指導主事	秋田 易子
高等学校課	指導係長	永野 智之